

★就農者に1000万円一括支援

農林水産省が2022年度に将来の農業の担い手となる49歳以下の新規就農者を育成する支援策を刷新、機械やトラックなど初期投資の負担を減らすため最大1000万円を一括支援する。

1000万円は日本政策金融公庫が無利子融資し、償還金を国と自治体が負担する。就農者を指導する農業法人への支援も最長2年・最大240万円のところ、最長5年・最大396万円に拡大する。

★「雇調金特例」を来年縮小

厚労省は雇調金の特例措置を2022年1月から段階的に縮小、売り上げが大幅に減った企業など向けの手厚い支援は当面続けることを経済対策に盛り込む。

政策の軸足を雇用維持から労働移動の支援へと徐々に移す。雇調金は失業を防ぐ半面、過大な支援が長続きすれば労働市場の支援が長続きすれば労働市場の調整機能を歪める可能性があり、今後は人手不足が深刻な産への転職支援を強化する。

コロナに伴う雇調金の支給決定額は4.8兆円に上り雇調金の財源は使い切り、他事業の資金を活用してまかなっている。

★外国人就労「無期限」に

出入国在留管理庁が人手不足の深刻な業種14種分野で定めている外国人の在留資格「特定技能」について2022年度にも事実上、在留期間をなくす方向で調整している。熟練した技能があれば在留資格を何度でも更新可能で、家族の帯同も認める。

特定技能は人材確保が困難な業種で即戦力となる外国人を対象に19年4月に設けられた。現在は、実務経験を持ち教育・訓練が不要な人は最長5年の「1号」を、現場の統括役となれる練度を試験で確認できれば「2号」を取得でき、家族も滞在資格が得られ、在留10年で永住権取得が可能となる。現在の制度では日本が外国人労働者から「選ばれる国」になるのは難しい。多くの課題があるが、人口減少を補うためにも変わらなくてはならない分岐点です。

★コロナで労災が認められるには

新型コロナウイルス感染者の内、医療や介護の従事者であれば業務外での感染が明確でない限り、原則労災の対象となる。他の業種でも業務起因が明らかであれば対象となり、感染経路が不明でも多くの顧客と接する労働環境であれば対象となる。

労災が認定されれば、業務に就く事ができなかった期間の治療や給付がありますが、労災と認められなければ健康保険からの給付となり、自己負担も発生します。短期間の治療であればそれでも良い場合もあるでしょうが、長期に渡って治療が必要な場合は労災の方が手厚い補償があります。

都内で感染経路が分かっていない陽性者は7割近くあり、経路不明であれば業務中ではないとしている企業が多い。取引先などに対するイメージが悪化する恐れがあり、申請に後ろ向きな姿勢が目立つ。コロナ感染に伴う労災の申請件数は9月末で18637件、170万人超の感染者総数の1%弱となっている。労災が認定されたのは医療従事者が77%だった。

労災申請は企業の協力が得られなくても、感染経路が分からなくても、個人で行うことが可能です。労災申請も視野に入れてみてはいかがでしょうか？

【新型コロナ感染による労災Q&A】

感染した労働者は労災給付の対象となるか
業務に起因したと認められれば対象となる。症状が継続し療養や休業が必要な場合も対象となる。
感染経路が判明しない場合はどうするか
①二人以上の感染者がいる ②小売業の販売やタクシー運転業務など顧客らと接触機会が多いと言った基準をもとに個別に判断する。
労災申請で事業主の援助を受けられるか
本人による手続きが困難な場合、事業主は助力しなければならない



サフラン